

特定化学物質等障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 特定化学物質等障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能</p> <p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p> <p>（表 略）</p> <p>二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しくは</p>	<p>特定化学物質等障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能</p> <p>特定化学物質等障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から3まで、5から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質等障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から3まで、5から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30、31若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p> <p>（表 略）</p> <p>二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しくは</p>

は同号8に掲げる物で同号1、2、4、5若しくは7に係るもの又は同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

(表 略)

は同号8に掲げる物で同号1、2、4、5若しくは7に係るもの又は同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学物質等障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

(表 略)